

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成25年6月25日(火) 午後7時00分～午後8時50分
場 所 小田原市役所 大会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山 田 浩 子 (教育委員長職務代理者)
2 番委員 前 田 輝 男 (教育長)
3 番委員 萩 原 美由紀
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5 番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

教育部長	関 野 憲 司
文化部長	諸 星 正 美
教育部副部長	露 木 幹 也
教育部管理監	松 本 弘 二
文化部副部長	原 田 泰 隆
教育総務課長	柏 木 敏 幸
教育指導課長	栗 畑 寿一朗
指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱	市 川 嘉 裕
生涯学習課長	古 矢 智 子
文化財課長	大 島 慎 一
青少年課長	福 野 徳 夫
教育指導課副課長	吉 田 文 幸
教育総務課施設係長	栗 原 雄 一
図書館サービス係長	穂谷野 恵 一
教育指導課指導主事	村 田 久美子
教育総務課主査	安 藤 良 徳
教育総務課主任	中 田 雄 介

(事務局)

教育総務課総務係長	濱 野 光 利
教育総務課主査	小 林 隆

4 議事日程

日程第1 議案第16号 小田原市就学指導委員会委員の委嘱について
(教育指導課)

日程第2 報告第10号 事務の臨時代理の報告(キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱)について
(生涯学習課)

5 報告事項

- (1) (財)小田原市学校建設公社経営状況の報告について (教育総務課)
- (2) 町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザル審議結果について
(教育総務課)
- (3) 教育ネットワークシステムの更新について (教育総務課)
- (4) 体罰の実態把握に係る調査結果について (教育指導課)
- (5) 小田原市内中学校における暴力行為(生徒間暴力)について (教育指導課)
- (6) 史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取り扱いについて (文化財課)
- (7) ピアノ寄贈式・記念コンサートについて (図書館)
- (8) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)

6 議事日程

日程第3 議案第17号 工事請負契約の締結について【非公開】 (教育総務課)

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 5月定例会の会議録承認…山田委員報告
- (3) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

議案第17号「工事請負契約の締結について」は、平成25年6月小田原市議会定例会への提出案件であるとともに、市議会定例会への提案前であり、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決いたします。議案第17号を非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

和田委員長…全員の賛成により、議案第17号は、後ほど非公開での審議といたします。

- (4) 日程第1 議案第16号 小田原市就学指導委員会委員の委嘱について
(教育指導課)

提案理由説明…前田教育長、教育指導課長

前田教育長…それでは、議案第16号「小田原市就学指導委員会委員の委嘱について」をご説明申し上げます。小田原市就学指導委員会につきましては、今年度から附属機関として設置する委員会であります。それにつきまして議決を得ようとするものです。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、議案第16号「小田原市就学指導委員会委員の委嘱について」を私から細部説明申し上げます。小田原市就学指導委員会は、小田原市附属機関設置条例に基づき、設置されたものでございまして、委員数は、25名以内となっております。この度、小田原市就学指導委員会規則第3条第1項の規定に基づき、医師、学識経験者、管轄の児童相談所職員、区域内の特別支援学校教員、特別支援学級設置小校長及び中学校長、特別支援学級の担任並びに教育委員会が必要と認める者の中から選考しましたところ、資料の名簿にございます25名の方々を小田原市就学指導委員会委員として適任と思われましますので、新たに委嘱任命いたしたく提案するものです。なお、25名の内、8名の方は、小田原医師会等関係団体からご推薦いただいております。また、任期につきましては、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの1年間となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…この就学指導委員会の仕事の内容、役割、毎年の児童及び生徒のどれくらいの人数の人たちが対象になっているのかを聞かせていただきたいと思えます。

教育指導課長…就学指導委員会というものは、通常級へ行くか特別支援学級へ行くかを協議していただいて決定するところです。誰でもかれでも特別支援学級へは行けません。就学指導委員会を経ないとその子は知的級、その子は情緒級というような形で、この子は特別支援学校、この子はこういう特性があったけれども通常級というように、ここで決定されるところです。そのため、医師、精神科医、担当の先生方、校長先生方、それから心理判定員の方々、教育委員会事務局として教育研究所所長まで入っていただいて決める組織です。それから、人数についてですが、具体的な人数は、今、指導主事がもっていますが、年々多くなっています。就学指導委員会を開催するのが、いっぱいいっぱい状況です。今、指導主事が具体的な数字をお伝えします。

教育指導課指導主事…就学指導委員会で検討する人数につきましては、平成23年度、新就学のお子さんが53人ということでした。平成24年度につきましては、64人。今年度につきましては、今ご相談いただいている件数は60人を超えています。年々増えているということが、状況としてございます。学齢児につきましても、毎年だいたい50～60人のお子さんの相談がありまして、それについて検討させていただいているという状況です。

和田委員長…入学時で60名を超える程のお子さんの審査をするわけですね。ある時に、富士学園かどこかと思いますが、幼児を指導しているところの先生から直接聞いたことがあるのですが、ここでは、振り分けをするわけだから、相当細かい審査をしているのではないかと思うのですが、それが学校現場になかなか反映されていないのだという話を聞いたことがあります。そのシステムはどのようなになっているのでしょうか。

教育指導課指導主事…お子さんの相談をいただいた場合には、発達検査をご希望に応じてさせていただくことがあります。その検査の資料について保護者のご同意をいただきまして、学校につなぐということをやっております。もう1つ、神奈川県で行っております「支援シート」というシステムがございまして、それにつきましては、保護者の許可を得て、各園長先生に教育指導課から依頼をかけまして、「支援シート」の作成をお願いし、保護者の方の手を経由して学校へつなぐというシステムを導入しております。その2点につきましては継続しておこなっております。今年度につきましては、特に相談の件数も多かったもので、その資料を学校の方で見ていただいて、わからない点や不明な点、それからもう少しお子さんの様子を知りたいという場合には、私が学校へ伺って、お子さんの様子についてご説明したり、学校の方からこちらに来ていただいて、できるだけ細かい内容で、支援の必要なお子さんの様子が伝わるようにということを始めしております。以上です。

和田委員長…ということは、保護者の目を通っているということですね。

教育指導課指導主事…はい。

和田委員長…僕が聞いた話では、十分に伝わっていないというようなことを言っていたので、それはちょっとおかしいですね。わかりました。今度、そういう話がありましたら、今のように話します。それから、もう1つお聞きしたいのですが、審査をなさる関係者の顔ぶれに異議があるというわけではありません。十分こういう方々でいいのではないかと思います。やはり、ハンディキャップを持ったお子さんの親とか、かつてそういう子どもを育てた方たちというのは、かなりこの分野に精通していると思

うのです。ご自身が勉強していると思うのです。そういう方の委員というのは、ここに見当たりますか。

教育指導課長…名簿の所属のところを見ていただきますと、保護者という欄がありません。

和田委員長…かつて保護者であった方たち、そういうお子さんを持っていた方とか、親は切実ですから結構勉強していると思うのです。まさに識者ではないですか。そういう人が抜けているという感じがしました。

教育指導課長…次年度以降に、教育委員会が必要と認める者の中に、25名の内にそういう方が入ることができるように検討していきたいと思います。

和田委員長…今年は、萩原委員というオブザーバーはいけませんか。昨年、ご本人がそのような希望を出したようなのですが。

教育指導課指導主事…委員の中にお一人、今、中学校にお子さんが在籍してらっしゃる方がいらっしゃいます。それから、昨年度、萩原委員には、就学指導委員会の様子をご覧いただくという機会を作っていただきまして、その中で本当に保護者の視点として気づいたことを教えていただいたということは行っております。

和田委員長…そうですね。萩原委員に去年の感想を聞きたいと思いますが。生の声を聞かせていただけると、より理解が深まると思います。

萩原委員…私は、自分の子どもが就学指導委員会にかかる対象でした。それは、ショッキングな状況でした。今から10年ほど前になりますが、障害のある児童や、発達に遅れや心配のある児童らは、小学校に入学する前に就学相談というのを受けます。秋ごろに、市役所の大会議室に、対象児童を一斉に集め、会場前で母子分離して一時間ほど遊ばせて、その様子を就学指導委員会の人たちが児童の様子をチェックしていくのです。その午後、審査した結果を踏まえて、番号順にこの子は特別支援級、普通級、養護学校がふさわしいなどを多数決で決めていました。

和田委員長…ご本人がいる前ですか。

萩原委員…いいえ。子どもたちがいる前では記録するのみです。その様子は親には公開されません。親は全員朝から別室で待機していただけでした。短時間で就学指導委員会の皆さんが、まとめて対象児童の数十人を見るわけです。そこで進路先を決めるというのは少し乱暴ではないかということをお話しました。最近はどうなっているのかと気になり、昨年、指導課に拝見したいとお願いをしました。以前私の子どもの体の前後にビニールひもで括られたダンボールに書かれた番号は、今は小さな名札に変わっていました。それはとても安心しましたが、一時間で場に馴染む子どもと、そうでない子がいるのは事実で、その場の様子

だけを見て進路を判断するのはどうかと思います。午後の審議には個人情報があるのでご遠慮くださいと言われました。

和田委員長…だいぶ昔とは変わってきたのですね。人権に配慮された対応がされているわけですね。

萩原委員…はい、変わってきました。

和田委員長…何か付け加えることはありますか。

教育指導課指導主事…その後の審議の様子なのですが、今は挙手をして全員で決めるということではありません。就学指導委員会の考え方そのものは、お子さんの措置を決めるということではなくて、お子さんが適した支援を受けるとい方向に変わっています。例えば、それぞれのお子さんに対して、通常級でスタートしたらどうかというようにグループごとに相談しているのです。グループの中で相談し、更に全体で最後は確認するという流れをとっています。グループの中で相談するにあたって、ただ見ただけの判断ではなく、それまでの園からの指導や保護者の気持ちや検査での資料等を委員の皆さんの手元に用意して、その中でお子さんにあった支援はどのようなものなのかということをグループで人数を少なくして、検討させていただいています。その中で、このお子さんにはどのような支援が適しているのかを、資料などをもとに話し合いを十分にして、例えば、支援級であっても、どのような環境設定を学校に伝えた方がよいのかという内容まで含めた形での内容になっていますので、少しは前進しているところがあるのではないかと考えております。なお、一層、保護者の方の思いも考えながら、短い期間での観察ではありますが、できるだけ広い視野でお子さんの支援について検討していく場とこれからもしていきたいと考えています。

和田委員長…ということは、今の指導主事のお話だと、そこまで現場を見ていればわかっていたわけですね。個人情報保護という観点から言うならば、我々も守秘義務を課せられている人間ですし、全くそこでご遠慮願いますという話ではないような気がします。いかがでしょうか。

教育指導課長…教育委員という立場で来られているので、やはりそこは萩原委員に最後までいていただいてよかったと思います。もちろん、守秘義務をお持ちですので、配慮が足りなかったと反省しております。

和田委員長…近いのがありましたら、ぜひご参加を。

萩原委員…ぜひ、出たいと思いますので、よろしくお願いします。

山口委員…3点伺いたいのですが、1つは誰が就学指導委員会にまわす児童を、就学指導委員会の対象としてリストアップしてくれるのかということと、それから、いつごろ審査をやられるのか、時期的なものです。入学前検

診の後なのか、その前なのか。あと、誰が対象児かというのと関係するのですが、これは市立病院の先生からいつも言われるのですが、この中に、委員の中でなくてもよいのですが、聴覚障害を持った子、視覚障害を持っている子というのが、やはり通常級ではつらいことが多々あるので、そういう子が対象になった時にオブザーバーでも何でもよいから出させてくれというのが、市立病院の耳鼻科医から何回も言われています。ですから、委員ではないのですが、ぜひその事を頭の隅に入れてもらい、そういう対象児がいる時は、ぜひ、見させてあげていただければと思います。1点が意見で、2点が質問です。

教育指導課指導主事…ご質問の対象児リストアップにつきましては、これは就学相談の中で、保護者の方に流れを説明して、こういうふうに相談できる機関がありますとご紹介をしています。そして、保護者が相談しますという方のご了解をいただいた上で、就学指導員会に相談をしているという流れになっています。保護者の方の中には、やはり、そこまで相談しなくていいですよと言われる場合もありますので、そういう場合には、無理にはお勧めしません。また、保護者では決められないので、専門家のご意見も伺いたいのですと言ってくださった場合に、こういったところがありますと相談する中でご了解をいただいております。こちらで、このお子さんやこのお子さんといったリストアップではなく、あくまでも保護者の方のご意思の確認をして、挙げているというのが現状です。2点目につきましては、いつ頃かということですが、年間3回を予定しております。9月、10月、それから就学時検診を終えた1月となっております。近年、人数がとても増えている状況で、この3回ではなかなか十分ではなく、専門部会という形で、小さい委員会を開かせていただくこともあります。3点目として、昨年度、聴覚障害のお子さんがいらしたので、オブザーバーとして、耳鼻科の先生にも委員会に参加いただいております。そのあたりは、私たちも適切なご支援をいただくことは、必要だと思っておりますので、ご意見いただいております。

山口委員…今年度もよろしく願います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

- (5) 日程第2 報告第10号 事務の臨時代理の報告(キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱)について (生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

前田教育長…それでは、報告事項第10号「事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱）について」をご説明申し上げます。これは、先月、議決されましたキャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱についての追加として、当時、確定していませんでした2名の委員につきまして委嘱したものでございます。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは、報告事項第10号「事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱）について」を私から細部説明申し上げます。キャンパスおだわら運営委員会は、小田原市附属機関設置条例に基づき設置されたもので、委員の数は、12名以内となっております。先月、10名の方につきましては、議決いただきましたが、調整中でありました残り2名の委員につきまして、小田原市青少年育成推進委員協議会等からご推薦いただきましたところ、別紙資料の名簿に太枠で示しております2名の方がキャンパスおだわら運営委員会委員として適任と思われるので、新たに委嘱いたしましたものでございます。なお、キャンパスおだわら運営委員会委員の任期につきましては、平成25年6月1日から平成27年5月31日の2年間となっております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

（質 疑）

萩原委員…岩屋泰彦様という方は、企業の方のようですが、選ばれることになった経緯等、つながりをお聞きしたいのですが。

生涯学習課長…まず、企業にお勤めの方というのは、私共が実施しておりますような生涯学習事業への参加というのは、非常に機会が少なくなっております。企業で働いている方たちが、今後、生涯学習事業を受けていただくような視点も、今後の事業展開に必要なだと思いますので、まずはその1点からです。それから、企業も市民を構成する1つの組織体でございますので、企業としてキャンパスおだわらにご協力いただける方策がないかということで、今回は、小田原市内にあります比較的従業員の多い企業の

中から、こちらの方でお願いをさせていただきました。

山田委員…企業の方は、こういったものに関わっていかれるのでしょうか。

生涯学習課長…神奈川県でも、例えば、家庭教育という分野で協力企業を募集して、家庭教育を支援する企業を P.R. するというような取り組みがございます。その中では、例えば、ノー残業デーのようなものを設置して、お子さんたちと触れ合いの時間を取るように、企業ぐるみで応援をしていただくとか、そのような活動を通して、企業に家庭教育という視点で、興味を持ってもらうということをやっております。また今後、委員さんのご意見をいただきながら考えてまいりたいと思っておりますが、例えば、働く現場を皆さんで、家族で見いただくことによって、子どもに社会の働く現場を知っていただくとか、企業内研修という中で、業務に必要なものだけではなく、小田原の歴史のことを学んでいただく機会を設置するとか、いろいろな企業と生涯学習、キャンパスおだわらとの関わりということが想定されると思います。また、企業のもっている知識というものを市民の方に還元していただくこともできるのではないかとこの想定もしております。今後の運営委員会の中で、企業の生涯学習への協力、また、企業で働く人たちの生涯学習への参加、そういったところを探っていきたいと思っております。

和田委員長…今は、企業の方に入っていただくというねらいがよくわかりましたので、また、これを運営していくにあたって、そういう方たちがどういう意見を言っていたのか、今までどういう結果が得られたのかということをもた報告していただけるといいなと思いました。

(その他・質疑なし)

(6) 報告事項 (1) (財) 小田原市学校建設公社経営状況の報告について

(教育総務課)

教育総務課長…報告事項1「財団法人小田原市学校建設公社の経営状況について」ご報告申し上げます。資料1「財団法人小田原市学校建設公社経営状況報告」の2ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、事業概要からご説明申し上げます。平成24年度は、学校施設貸付事業として、昭和57年度・58年度に建設いたしました町田小学校校舎、平成4年度から7年度に建設いたしました三の丸小学校校舎等を小田原市に貸付いたしました。また、学校施設譲渡事業といたしましては、三の丸小学校屋内運動場棟1階及び2階部分を小田原市に譲渡いたしました。内容

につきましては、3ページの記載のとおりでございます。次に、正味財産増減計算書についてご説明申し上げますので、4ページをお開きください。この表は、平成24年度における正味財産の増減をあらわしたものでございます。まず、「一般正味財産増減の部」でございますが、「(1) 経常収益」の「①基本財産運用益」1千250円につきましては、当公社の基本財産500万円に対する利息収入でございます。「②受取補助金等」でございますが、小田原市から395万4千512円が交付されました。これは金銭消費貸借契約に係る利子補給金及び収入印紙代にあたるものでございます。これに、「③雑収益」の普通預金の利息及び配当金を加えた「経常収益」の合計は、前年度より144万5千11円減の395万7千586円となります。次に、「(2) 経常費用」でございますが、「①管理費」につきましては、金銭消費貸借契約に係る収入印紙代の租税公課、短期借入金に係る支払利息等ございまして、下から2行目にありますように、「経常費用」の合計は、前年度より144万6千970円減の395万4千512円となります。これにより、(1)の「経常収益」から(2)の「経常費用」を差し引いた当年度の「当期経常増減額」は、3千74円となります。5ページをご覧ください。「2. 経常外増減の部」でございますが、「経常外収益」では資産の売却として三の丸小学校屋内運動場棟6億2千853万4千385円の売却がございました。「経常外収益」及び「経常外費用」ともに収支差額はございませんでした。以上によりまして、当年度の一般正味財産に係る期末残高は、期首残高29万8千77円に当期経常増減額である3千74円を加えた30万1千151円となります。次に、「指定正味財産増減の部」でございますが、当公社の基本財産500万円に変動はありませんでした。従いまして、平成24年度の「正味財産期末残高」は、「一般正味財産期末残高」と「指定正味財産期末残高」を合わせまして、前年度より3千74円増の530万1千151円となります。続きまして、貸借対照表についてご説明申し上げますので、6ページをお開きください。この表は、平成24年度末における資産、負債及び正味財産の状態をあらわしたものでございます。まず、「資産の部」でございますが、「1. 流動資産」につきましては、当公社が保有する「現金預金」及び「建物」の合計額ございまして、合計額は4億2千140万4千766円でございます。「2. 固定資産」につきましては、基本財産500万円及び「さがみ信用金庫」「中南信用金庫」に対する「出資金」3万円ございまして、固定資産合計は503万円でございます。以上、流動資産と固定資産を合わせました、資産合計は、4億2千643万4千766円となります。

次に、「負債の部」でございます。「1. 流動負債」の短期借入金は、町田小学校校舎建設事業及び、三の丸小学校校舎建設関連事業に係る借入金でございます。負債合計は4億2千113万3千615円でございます。7ページをご覧ください。「正味財産の部」でございます。「1. 指定正味財産」につきましては、当社の資本金500万円に該当するもので、「基本財産」に充当いたしております。次に、「2. 一般正味財産」は、先程、「正味財産増減計算書」でご説明申し上げましたとおり、30万1千151円でございます。下から2行目にありますように当年度の「正味財産合計」は530万1千151円となり、最下段の「負債及び正味財産合計」は6ページの「資産合計」と同額の4億2千643万4千766円でございます。続きまして、8ページをお開きいただきたいと存じます。「財務諸表に対する注記」でございますが、これは当決算における会計方針等を示したものでございますので、説明は省略させていただきます。9ページ及び10ページは、財産目録でございますが、これにつきましては、貸借対照表を一覧表にしたものでございますので、説明は省略させていただきます。11ページをご覧くださいと存じます。当社の事業明細表でございます。平成24年度は、学校施設の譲渡がございましたので、期首、期末間で金額の変動がございます。

続きまして、平成25年度の事業計画及び予算について御説明申し上げます。13ページをお開きいただきたいと存じます。まず、平成25年度事業計画でございますが、学校施設貸付事業では、引き続き町田小学校校舎及び三の丸小学校校舎ほかを小田原市に貸付けようとするものでございます。次に2の学校施設譲渡事業でございますが、町田小学校校舎及び三の丸小学校校舎、2,423平方メートルを小田原市へ譲渡の予定でございます。次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。「収支予算書」につきましては、事業計画に基づき、前年度実績を基に収入と経費を見込み、編成したものでございます。まず、「事業活動収支の部」でございますが、「事業活動収入」の合計は、表の中ほどにありますように、前年度に比べ2億1千261万2千円減の4億2千230万8千円を見込んでおります。続きまして、「2. 事業活動支出」でございますが、「①事業費支出」といたしまして、学校施設譲渡事業支出として町田小学校校舎及び三の丸小学校校舎に係る返済金4億2千114万円を見込んでおります。下から2行目にありますように、「事業活動支出」の合計は、前年度より2億1千261万2千円減の4億2千230万8千円を見込んでおります。15ページをご覧ください。「財務活動収支の

部」でございますが、収入支出とも同額の4億2千113万4千円を見込んでおります。以上をもちまして、財団法人小田原市学校建設公社の経営状況についての説明を終わらせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

(7) 報告事項(2) 町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザル審議結果について(教育総務課)

教育総務課長…続きまして、私から報告事項(2)「町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザル結果報告について」ご報告させていただきます。おそれいりますが、お手元の資料2をご覧いただきたいと存じます。町田小学校屋内運動場につきましては、1日も早い完成を目指し、公募型プロポーザルによる設計・施工一括の提案を求めるとし、5月29日に開催されました市議会5月臨時会において工事に係る補正予算を認められ、6月6日に開催いたしました第4回プロポーザル審査委員会におきまして最優秀提案者を選定し、これを元に市で検討した結果、この最優秀提案者を、町田小学校屋内運動場火災復旧事業の契約候補者として決定したところでございます。最優秀提案者は、(1)にお示しいたしました「エス・ケイ・ディ・山一産業特定建設工事共同企業体」でございます。株式会社エス・ケイ・ディは、「契約の種類ごとの金額に応ずる等級区分及び格付基準」においてAランクに格付されている平塚市の業者でございまして、平塚市の保健センターや公民館、大井町の学校給食センター等を手掛けるほか、700平方メートル以上の屋内運動場新築工事等を設計・施工した実績を有しております。また、山一産業株式会社は、同基準においてBランクに格付されている市内業者でございまして、これまでも、本市小・中学校の改修工事等を数多く手掛けております。最優秀提案者からの提案内容につきましては、(2)にお示ししたとおりでございます。アの施設計画概要をご説明いたしますので、配置図及びイメージ図をご覧いただきたいと存じます。なお、イメージ図につきましては、学校敷地南側からプール附属施設、プール及び屋内運動場を鳥瞰した形となっております。屋内運動場は旧屋内運動場の位置へ、プール附属施設はプールの南側へ、それぞれ建設する計画となっております。屋内運動場の構成につきましては、東側(給食調理場側)へステージを、北側(都市計画道路栄町小八幡線・幹線市道2246側)へ器具庫、更

衣室等の諸室を、それぞれ配置する計画となっております。また、災害時の冠水に配慮し、屋内運動場の床高を高くしておりますが、緩やかなスロープで渡り廊下から接続するとともに、多目的トイレを配置するなど、バリアフリー化を図るほか、仮設計画等に工夫を凝らし、工期の短縮と運動場への影響の減少に努めております。おそれいりますが、配置図をご覧くださいと存じます。現在、解体工事におきまして、左下の斜線部分を含めて、仮設進入路として使用しております。このため、グラウンドが不整形の状態となっておりますが、今回、最優秀提案者の計画におきましては、給食調理場と屋内運動場の間を進入路として取ることで、現在張り出している仮設進入路部分は不用となりますことから、グラウンドをかなり広く使用できる案となっております。また、工事の作業ヤードを工夫することで、屋内運動場とプール附属施設の同時施工を可能としておりまして、当初市が見込みました工期、平成26年6月13日を大幅に前倒しできる計画となっております。さらに、広域避難場所としての施設整備計画につきましては、市が提示いたしました要求水準以上の提案がなされております。イの施設規模でございますが、屋内運動場につきましては鉄骨造地上2階建、延床面積874.69㎡、プール附属施設につきましては鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積131.43㎡となっております。なお、既存の屋内運動場の床面積は約720平方㎡でございましたので、2割ほど広がっております。ウの金額でございますが、最優秀提案者からは、3億8千325万円が示されました。エの事業期間でございますが、約10カ月とのことで、屋内運動場及びプール附属施設につきましては、2月末に完成見込みとなっております。

なお、工期は4月30日までとなっておりますので、外構等を含め、新年度早々には、整った環境で授業が受けられるものと考えております。(3)の選定理由でございますが、最優秀提案者の提案におきましては、学校を通常に運営しながら早期の再建築を行うという課題に対し、また、児童の安全、一般利用、災害対策、バリアフリー対応、環境対策についてなど多方面にわたる要求に対し、具体的に提案され、さらに、先ほども申し上げましたように、広域避難場所としての災害対策等、市が提示いたしました要求水準以上の提案もなされるなど、提案実現に対する強い熱意が感じられたことが評価されたものでございます。次に、2のプロポーザルの審査概要でございますが、(1)の参加資格審査につきましては、5月1日水曜日に開催いたしました第2回審査委員会におきまして、参加申込みのありました特定建設工事共同企業体2者について審査を行いましたと

ころ、2者とも応募要領に示した参加資格を満たしておりましたことから、合格といたしました。(2)の技術提案審査・ヒアリングにつきましては、参加資格合格2者すべてから技術提案書の提出がありましたことから、6月6日木曜日に開催いたしました第4回審査委員会におきまして、ヒアリングを実施した後、審査を行いました。各者から、基本計画、工事施工中の配慮、環境対策、経済性、地域貢献などの項目が提案され、審査の結果、委員全員が最高得点者とした「エス・ケイ・ディ・山一産業特定建設工事共同企業体」を最優秀提案者として選定したものでございます。

なお、いずれの審査におきましても、公平性の確保、先入観の排除などの観点から、提案者名は伏せて実施いたしております。3のプロポーザルの経過及び4の審査委員会の構成につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。最後に、5の今後の予定でございますが、本事業は、予定価格が1億5千万円以上の工事となりますことから、契約の締結には、議会の議決を経る必要がございます。このため、まずは、市とエス・ケイ・ディ・山一産業特定建設工事共同企業体との間で仮契約を締結し、その後、議会に上程し、議決を経た上で本契約を締結するという流れになります。このため、後程、議案としてご審議いただきますので、よろしく願いいたします。以上で、報告事項(2)「町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザル結果報告について」の報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…先月の定例会の時に、プロポーザルの事が全くわからなかったのですが、とてもわかりやすく説明していただいたので、よくわかりました。事業期間が約10カ月ということで、卒業式には間に合わないということなのでしょうか。

教育総務課長…先程、申しましたように、屋内運動場、プール附属施設、両方とも2月末には完成いたしますので、卒業式は3月20日頃を予定していますので、間に合います。

萩原委員…間に合うのですね。良かったです。

山田委員…1つは、この火災の原因というのは、まだ、わからないのでしょうか。それから、意見ですが、10カ月も長い間、工事があるので、やはり業者の方や学校関係者の方も気をつけていらっしゃると思いますが、子どもたちの安全が少し心配です。特に、放課後とか、土日、学校が休みの誰もいない時に、子どもたちは興味津々ですから、安全には気をつけて

いただけたらと思います。

教育総務課長…1点目の火災の原因につきましては、現在まだ調査中ということで、現在報告があがってございません。警察から私共にも情報が入っておりません。それから、工事期間中の安全対策につきましては、これはもう本当に第一。早期完成が第一なのですが、それと同じくらい児童の安全確保に努めるように、企業の方に話はしております。基本的には、子どもたちの動線、動きと重ならない形で、作業ルート等を設定していただいておりますが、それでもやはり不安はございますので、随時警備員等を配置して、安全確保に努めて参ります。以上です。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項(3) 教育ネットワークシステムの更新について(教育総務課)

教育部管理監…報告事項3「教育ネットワークシステムの更新について」をご説明申し上げます。お手元の資料3、3-1、3-2でご説明させていただきます。先に資料3をご覧ください。1の契約の締結ですが、東日本電信電話株式会社神奈川支店と4月9日に賃貸借期間を平成25年11月1日から平成30年10月31日まで7億8516万9千円で契約いたしました。2の新システムの全体イメージですが、資料3-2、こちらは平成25年1月31日の定例会で検討結果についてご報告させていただいた際の資料をお付けしております。資料3-2の「2 新システムで実現したいこと」、こちらにつきましては、1月定例会におきまして、ご説明させて頂いたおきまして、本日は説明を省略させていただきますが、「(1) 回線の高速化」を始め裏面の(8)の左側が現状で右側が計画ということで、すべてをかなえられる新システムイメージとなります。資料3に戻っていただきまして、新システムの全体イメージを資料3-2 新システムの全体イメージでまとめさせていただいたものです。「3 更新スケジュール」ですが、資料の3-1、更新スケジュールをご覧ください。左側、縦の分類を回線工事から説明会・研修等に大きく分け、横には、契約・利用期間をお示ししております。契約上の全体の賃貸借の開始は、11月1日ですが、ハード面の整備からソフト面の導入、教職員等への導入説明や、操作・運用研修、試験運用を経て、新システムの運用開始を順次進めてまいります。初めに、回線工事につきましては、5月の連休明けから1校あたり土曜日曜日を2週に渡る概ね4日間で、学校の授業に支障を来さないように工事を順次進めておりまして、3

班体制で進めております。現在9校の各教室でインターネットが使えるようにするための校内LANの配線工事が完了しております。夏休みに入るまでは、このような状態で工事を進めます。機器の設置につきましては、パソコン教室の機器は、8月末で既存の機器の賃貸借期間を終了するとともに、新しい機器を設置し、試験運用を開始いたします。職員室の機器につきましては、パソコン教室の機器と同様に8月末で既存の機器の賃貸借期間が終わりますが、前期の成績処理を終了するまで、既存の機器を再リースし、処理が終了次第、入れ替えを行い、11月からの賃貸借を開始いたします。校務支援システムにつきましては、グループウェア機能は、順次導入・研修を行いまして、11月から運用を始めますが、成績処理等につきましては、新システムの運用開始は、十分な運用研修を行い、平成26年度からの開始を予定しております。ホームページ作成支援システムにつきましては、11月からの切り替えを目指し、研修・新ホームページの作成を行ってまいります。緊急情報発信システムにつきましては、教職員等の導入・研修、試験運用を経て、保護者の皆様にも登録を新たに行っていただき、新年度からの運用を目指します。最後に説明会・研修等につきましては、上記の各システムの説明会を行っております。1月の定例会の際にも、ご指示いただいておりますが、研修を十分に行い、安全に新システムを運用できるようにしてまいります。新システム運用サポートは、ヘルプデスク、障害対応、運用支援を当初の目的の通り、窓口の1本化により、わかりやすく、迅速に行ってまいります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…1つ確認というか、校務支援システムのところで、成績表の処理を次の年にと送っていただいたのは、安全な策と思いました。ここで急いで平成25年度からという、またいろいろとトラブルが起きるのではないかと心配していたので、慎重に行っていただきたいと思います。

山口委員…これは、本当に良いシステムで、うまくいっていただければ良いと思うのですけれども、往々にしてあり得るのは、年配の先生が新しいシステムに馴染めなくて、独自の今までのソフトを使って、自分で作ってしまうような人も出てくるのではないかという恐れもあるのですが、その辺は、絶対にこれを使うようにと指導していくことになるのでしょうか。今までのシステムは、もう使えないようにするということはできないのでしょうか。

教育部管理監…今まで、小学校、中学校それぞれ、独自で開発されたシステム（エクセル）で運用されていますが、それからの展開で積み上げて、今回のシステムを使うということもできるのですが、今、小学校、中学校それぞれの先生方のご意見を頂いた中で、協議しているところでございます。基本的には、山口委員がご心配いただいているような前のシステムは使わずに、新たなシステムを皆さんでしっかり覚えていただいて、運用していくということを考えております。その運用に際しても、以前にご説明しましたが、IT支援員とかサポートする方も送り込みますので、そういった中で、しっかり切り替えた運用をして、事故のないシステム運用をしていきたいと思っております。

和田委員長…山口委員が心配されるような方が現場にいるか、いないかということがわからないし、我々は現状がわからないですよ、先生方のスキルがどのくらい今あるのかということが。ちゃんと新しく勉強してもらえれば、習熟してもらえると想定の上でのことですよね。

教育部管理監…何よりも間違いを起こさないように、例えばよくありますように、出席簿等の数字の違いというようなところも、何度も転記をしていくことによって、間違いが生じているということもつかんでおりますので、そういったところは一度入力して、今までと同じように他の人が違った目で見て、それで入力がOKということであれば、あとはそのまま自動的に最終までいけるような構成も含めておりますし、そういったところの安全性はしっかり確認できます。今何よりも心配しておりますのは、成績等のことについても、従来と同様に、違った目で見るということは、必ずやっていかなければなりません。ですから、そのステップをしっかり踏んでいく段階で、新しいシステムの中で、それなりの安全性も担保されてきておりますし、何よりもご心配いただいておりますように、やはり教育・研修という部分をしっかり行っていきたいと思っております。学校ごとに行く、または、その時に先生が出張等でいらっしゃらなければ、同じ中学なら、隣の中学校の研修会の時に参加していただくということで、全員が研修を受けるという中で運用を開始したいと思っております。先程、萩原委員に言っていただいたとおり、今年度、急いで使うとか、もしくは試験運用するのではなく、新年度、よく理解上で使うというように考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (4) 体罰の実態把握に係る調査結果について (教育指導課)

教育指導課長…では、資料4をご覧ください。平成24年度、実施したのは平成25年2月4日から5日にかけて実施しましたが、その調査について6月7日に神奈川県教育委員会が記者発表した資料をベースに小田原市の調査についてご報告させていただきます。1ページ(4)をご覧ください。小田原市立学校への調査では、「教職員向けの調査」を2月4日から5まで日行い、校長を通じて回収いたしました。結果は、0件。中段の「4本件における体罰の発生状況」の中程の「市町村立1次」の欄に該当し、県内市町村立の学校の中で20件あったということです。次に、「児童保護者向け調査」については、2月20日から26日にかけて行い、各学校に設置した回収箱に提出していただき、学校では未開封のまま、小田原市教育委員会へ未開封のまま提出していただきました。この時の注意は、書いたからと言って、体罰があるとその子に思われぬように、特になしとか、ありませんというものもその箱に入れてもらうよう、学校に指示しました。そうすることによって、誰でも箱に入れられるということを配慮しました。小田原市教育委員会では、それを一つずつ開封し、記載内容の事実確認をしました。その中で、中学校で1件、体罰であると判断し、神奈川県教育委員会へ報告いたしました。中段「4市町村立2次」に該当し、55件がトータルの数となっております。うち54件が小中学校となっております。続いて2ページをご覧ください。「県立・市町村立・私立学校の体罰の発生状況」の「1体罰の場面」、「2体罰の場所」、「3体罰の対応」をまとめたものです。同様に3ページ「市町村立学校の状況」を2ページと同じようにまとめたものです。「4緊急調査で把握した事案の具体例」は、「(1)体罰とした具体例」と「(2)体罰としなかった具体例」の記載となります。次に4ページは、市町村立学校の体罰事案の概要です。先ほども申しましたとおり、小中学校では54件あり、この中に、小田原市が報告した1件も含まれています。報告は以上です。

(質 疑)

山田委員…資料1枚目ですが、子どもたちへのアンケートは、回収箱へ入れましたということなのですが、どれくらいの数が入ったのでしょうか。

教育指導課長…総回収数としては、1,119通です。

山田委員…そんなに多いのですか。

教育指導課長…児童生徒数が約1万5000人ですので、約1割弱というところです。

和田委員長…1割が多いか少ないかというのはわかりません。感触としてはどうなのですか。

教育指導課長…特になしやありませんというのも含まれた回収数ですので、実際に体罰に関する記載があったものは、42件です。

山田委員…これを見せていただくと、中学の運動場、体育館での発生件数が多いので、やはり部活動でも運動部の中で割と多いのかなと感じました。特に、そういう面での指導とかは考えていらっしゃるのですか。

教育指導課長…小田原では、たった1件だけでしたけれども、県内でみるとやはり部活動での体罰事案が多いというのは、神奈川県だけではなく、全国的な傾向です。ですので、先日の部活動担当者研修会でも、体罰防止については、しっかりと指導をさせていただいて、もちろん地域指導者の方にも同じ指導をさせていただいております。運動部活動の中の体罰というのは、新聞報道等によると、肯定される方も何人もいらっしゃるのですが、それはそれとして、今は体罰は何があってもいけないということを更に強く指導していきたいと考えております。

前田教育長…6月7日の県の発表後、小田原市内のスポーツ少年団の会長に、スポーツ少年団でも留意するようにお願いしておきました。研修会等でお願しているはずですが。

萩原委員…資料1枚目の「(4)小田原市立学校」の「教職員向け調査」のところで、調査方法はアンケートを管理職へ提出と書いてありますが、管理職は、その内容をすぐに見れるようになっているのですか。

教育指導課長…見られないようにそのまま回収しております。

和田委員長…1つだけ確認をしたいと思います。体罰禁止は、当たり前のことだと思うのですが、それを強く指導するというのも、極々当たり前のことだと思います。これの一番のベースは、生徒と教師間の人間の信頼関係の構築だと思うのです。これは、一番重要なことだと僕は思うのです。それについての指導もしていることだろうと思うのですが、その辺のところは、禁止が非常に強く伝えられているということが強調されていて、信頼関係を構築するという指導についてのバランスというか、配慮はどうなっていますか。

教育指導課長…やはり、人間ですので、一番大切なのは、人間関係です。子どもと子ども、生徒間同士の人間関係もそうですし、先生と生徒との人間関係、先生と子どもとの人間関係はとても大事なことで、その辺りは、学習指導要領改定の中でも、コミュニケーション能力について、とても重要視されているものになっております。そういうことも含めながらも、今回の体罰において、実施をしてしまう生徒も何人もいたということを含めて、

対岸の火事ではありませんので、誰でも意識を持って今後指導していきたいと思います。

和田委員長…今、コミュニケーション力の問題だということでしたが、僕の子どもがアメリカのハイスクールへ行っているものですから、アメリカの公教育の中で、何に一番重点を置いているかというところで、日本と随分違うという点がありましたので、参考までに申し上げますと、18歳までの間にアメリカ国民として自立するというのは、コミュニケーション力なのだと言われているのだそうです。日本の場合は、とにかく知識の量が評価されている。僕には、10歳の孫がおり、日本に来て、僕と話している時に、孫が「こんなことを僕が言ったら、おじいちゃん嫌な気持ちになるよね。」と言って、話さなかったのです。今度は、お兄ちゃんの方に、これは一体どういうことなのかと聞くと、「アメリカの教育の中で、一番重要なポイントなんだよ。」と言って、「これを言ったら、相手がどういう気持ちになるかということを感じて話をするという、これが、コミュニケーション力の評価だ」と言ったのです。18歳の大人になるまでの間に、共通して皆が育てなくてはいけない能力なのだというのを孫から教わったのです。随分日本と違うとその時感じましたので、参考までにお話させていただきました。

山口委員…県の、市町村立だけの調査だけでもよいのですが、体罰というのは、あくまでの教員とか、部活の顧問等による体罰だけなのか、先輩後輩の体罰も入っているかどうかわかりますか。

教育指導課長…これは、教員が児童生徒に対する体罰の内訳です。今、山口先生がおっしゃられたのは、県でも児童生徒の問題行動調査というのがありますが、それは生徒間暴力に該当するもので、今回は教師のみの体罰調査になります。

山口委員…わかりました。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (5) 小田原市内中学校における暴力行為 (生徒間暴力) について
(教育指導課)

教育指導課長…資料4-2をご覧ください。すでに教育委員の皆様には、資料にある1. 2. 3についてはすでにお知らせしているところですが、本日は「4 経緯」について報告をさせていただきます。そもそも、怪我をした男子生徒Aが、同じクラスの男子Bに対してしつこくからかったこと

が、今回の暴力にいたってしまった発端となっております。朝の学級活動、いわゆる朝の会、または朝のホームルームが終わり、1時間目の授業が始まるまでの数分間の中で起きました。男子生徒AがBをからかい、BもAに対して交戦して、AとBの小競り合いの中で、からかいを受けたBがAに対して頭突きをし、結果的に男子生徒Aが検査入院しなければならない怪我を負ってしまったというものです。1時間目の授業が終わり、男子生徒Aは鼻血の処理をしようと水道場へ向かうところは1時間目の担当教諭が付き添い、水道場では他の生徒たちも集まり始めたため、同学年の男性総括教諭もそれに気づき、男子Aを背負って保健室に連れて行った。保健室では、養護教諭が鼻血の処置をすると、男子Aの左目が腫れており、吐き気を訴えたため、養護教諭がタクシーで小田原市立病院へ搬送し、眼科と脳外科を受診しました。MRI検査をしましたが、吐き気をさらに訴えていることから、大事を取って検査入院をしました。ここまでが19日に起きたことです。21日金曜日には退院しましたが、鼻の奥の部分に骨折が見られるということで、すぐに手術ができる部位でないため、27日木曜日に再度検査をすることとなっているとのことです。21日の退院した日には、加害生徒のBおよび保護者、担任とで生徒Aの家庭をお見舞いしました。今日は生徒Aは登校し、27日の再検査を受けるまで体育の授業は見学ということですが、激しい運動を控え、他教科はみんなと一緒に授業を受けております。このようにならからかいから暴力事案に発展してしまった典型例と言ってもいいですが、今後は「からかいはいじめであり、自分が言われて嫌なことは言わない」とか、「相手の気持ちをよく考える」「日ごろの生徒同士の良好な人間関係づくり」など、各学校に指導していかなければなりません。また、小田原市内のいじめ件数の約7割は「冷やかし、からかい、悪口、嫌なことを言われる」であり、些細なことから今回のような大きな事案に発展してしまわないように各学校での指導をしっかりとしていくよう教育委員会では、生徒指導担当教諭や校長、教頭に対して指導をしております。以上で報告を終わります。

(質 疑)

萩原委員…朝の学級活動の直後ということなのですが、周りには他の生徒もいたと思うのですが、小競り合いになったとき周りの生徒はどんな状況で、引き留めるようなことはなかったのでしょうか。

教育指導課長…具体的なやり取りについては、把握はしておりませんが、ほんの数分

の間です。授業が8時45分から始まりますので、前に8時40分までが朝の会なので、5分で移動する時間として取っている中で起こったことですので、きっとこのクラスはこの子達の中では、小競り合いは普段からあったのかも知れません。ですので、言われて嫌なことを言われたのでやり返したことにより、応戦していますので、普通の小競り合いに見えたのだと思います。ただ、頭突きが顔面に入るということで大きなけがに発展してしまったので、周りの子達も防ぐことはできなかったと思います。

和田委員長…冷やかし、冗談というのも、本人にとってみれば頭突きに相当する位の痛手だったのでしょうね。受ける側の身になってというようなことでないと。

このB君というのは、普段からそういう対象の傾向のあるお子さんだったのですか。そこまではわかりませんか。そういう子であれば周りが抑止できる。そういう目で見ることができると。突発的だと抑止できないかもしれない。そういう特徴があるお子さんだったら、注意をして、周りが見てくれていたかもしれないということもあります。

山田委員…気になるのは、1校時の英語の1時間の授業で、A君はずっと席で伏せていたのに、先生や友だちが、それまでの状態を見ていたというのがちょっと心配です。やはり、1時間も伏せていたら、周りの先生も気にかけてあげるのが当然かと思います。

教育指導課長…おっしゃる通りです。机に伏せていて、その担当教諭は声をかけようとしたそうですが、周りの生徒がそっとしておいてあげてと言ったそうです。そうだとすると、もう少し早く、「どうした？」という声かけが必要だったと思います。その辺りも今後具体的に担当教諭を指導していきます。

和田委員長…僕の教員経験から言うと、中学生はよく鼻血を出すのですよ。あっちこっちで鼻血出しますから、見慣れています。僕が勤めたのは1, 200人位の学校でしたから、本当に日常的でした。昔のことを思うと、また鼻血かという感じだった気がします。

山口委員…この被害は、どっちもどっちですが、A君とB君それぞれ、今はもう教室で一緒に顔合わせているわけですが、今、反省しているとか、喧嘩状態とか、情報がありますか。

教育指導課長…悪い人間関係になったというのは、聞いておりません。学校での生徒指導が入っているはずですので、お互い少しは距離を置いているはずで、今後も見守っていきたいと思います。

和田委員長…山口委員、先程の話で、手術ができないという話でしたが。

山口委員…できないというわけではなく、する必要がないということだと思います。
やろうと思えばできます。

和田委員長…専門家の意見なので、一番信頼できます。ありがとうございました。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 報告事項(6) 史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取り扱いについて

(文化財課)

文化財課長…それでは、報告事項の(6)「史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取り扱いについて」御説明申し上げます。お手元の資料5を御覧いただきたいと存じます。初めに、少しいきさつについてのお話をさせていただきます。今年1月の教育委員会定例会におきまして、史跡小田原城跡御用米曲輪の発掘調査について御報告させていただいたところですが、この御用米曲輪の史跡整備事業につきましては、植栽の取扱い、とりわけ北東土塁上のクスノキの取扱いにつきましても大きな課題となっております。この植栽の問題は、城址公園全体がその議論の対象になっておりまして、平成22年12月に発足いたしました史跡や緑の専門家に加え、市民の代表から構成される史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会において、「史跡と緑の共生」を目指した議論を現在も進めているところです。御用米曲輪北東土塁上のクスノキ等植栽の取扱いにつきましても、このなかで御議論をいただきまして、今年3月27日に開催されました昨年度第4回の植栽専門部会において一定の結論が出され、これに基づき市としての実施計画がまとまりましたことから、ここに御報告するものです。この御用米曲輪の旭丘高校に面する北東土塁上のクスノキ等につきましては、過密な植生状態となっている一方で、市街地を見えなくする遮蔽効果により、御用米曲輪に、市街地と区分された雰囲気をもたらしていることから、クスノキやその北側法面上の常緑樹、落葉樹について、史跡の遺構の保護や緑の保全を考えながら、どのように整備していくか、継続して議論を行ってきたものです。その結果、事務局である市が示した3段階に分けた実施案に対して、まずは第1段階について実施し、その後で状況を観察し、検証を行ったうえで議論を行い、今後の具体的な対応内容は改めて検討していくのが望ましいとの結論に至ったものでございます。これにつきましては、6月7日付けをもって植栽専門部会から史跡小田原城跡調査・整備委員会に報告され、6月10日付けをもって、同委員会から市への答申をいただいたことを受けており、こうした流れ

を経て今回の実施計画がまとめられております。なおこれにつきましては、6月17日に議会厚生文教常任委員会にも報告させていただいたところです。

次に、御用米曲輪北東土塁上のクスノキ等の取扱いの概要について御説明いたします。まず、資料中程の「1 基本方針」をご覧ください。基本的な考え方を(1)から(7)までの項目に分けてお示ししています。要点をまとめて御説明いたしますと、まず蔵跡などの遺構の保全を図ること、次にクスノキの生育環境を改善すること、市街地に対する遮蔽効果を確保すること、植栽管理を実施した5年後、10年後のイメージを想定すること、景観の急激な変化に配慮をすること、早急に対策が必要な樹木について伐採や枝下しを行うこと、創り出そうとする景観のイメージの周知に努めるというものです。「2 第1段階実施計画」については、資料3ページの第1段階実施計画図とあわせて御覧ください。平成25年度に実施する第1段階実施計画としては、上段の図で幹の部分と枝の範囲を丸く茶色で表示した、遺構への影響が大きいクスノキと生育不良のクスノキ8本を伐採いたします。また、その他の緑の丸で表示したクスノキについては、遺構への負担を軽減させ、健全な生育を促す目的で、下段の写真で、赤い破線により表示したラインのようなイメージに、5年ほど経過した時点で整いますように、全体の高さを詰め、枝下しを行います。また、北東土塁北側法面の樹木については、同じく全体の枝下しを行いますとともに、冬の間の遮蔽効果を確保するため、うすいエンジ色の斜線で示した範囲に常緑樹などの補植を行います。遮蔽ということに関しては、隣接する学校への配慮も必要でありますことから、低層部の遮蔽については、竹垣や塀など、樹木以外の方法で補うことも検討いたします。次に「3 第1段階実施後の対応」ですが、第1段階実施後の対応としては、その効果や状況を植栽専門部会において検証して議論を行い、今後の具体的な対応内容は改めて検討していくこととしますが、当面の対応として、状況を見ながら土塁遺構への負担を軽減する方向で枝下しや根切り、伐採等と補植を行っていくほか、中長期の対応として、北東土塁上のクスノキは土塁や蔵跡への影響を与え続ける存在であるとの認識に立って遺構への影響を最小限にする措置をとることを考えております。次に、「4 今後のスケジュール」ですが、7月下旬に第1回植栽専門部会で具体的な手法や補植する樹木の種類・本数などを検討する一方、市民の皆様への周知にも心掛け、まず、広報7月1日号で御案内させていただき、8月4日(日)及び8月9日(金)の16時～17時に市民の皆様にご確認していただくため現地を開放するとともに、8月9日(金)19時～

21時に市役所大会議室において、実施内容の説明会を行う予定であります。このほかにも、機会をとらえて周知を心がけたいと考えております。そして、実際の具体的な作業ですが、10月頃から御用米曲輪修景整備工事を着工し、土塁切通し部分の一部擁壁敷設工事とともに、平成25年度分植栽管理工事を実施する予定でございます。この作業で少なからず景観が変化いたしますが、実施の効果や状況について、引き続き専門部会で検討してまいります。なお、資料5ページ以降が、「史跡小田原城跡御用米曲輪 北東土塁の植栽管理の実施計画」ですので、後ほど御覧ください。以上をもちまして、「史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取り扱いについて」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(質 疑)

山田委員…意見ですが、小田原は、本当に歴史的建物とか史跡が多いので、緑との共生がこれからいろいろところで考えられることだと思いますが、長い時間をかけて市民や専門家、行政が丁寧に時間をかけて、納得するようになさって、もっていかれていることが、とても評価できることと思っています。このように進めていくと、共存できるのではないかと感じました。

萩原委員…私は以前、この場所をよく散歩していました。次第に樹木がどんどん伸びてきて、怖いくらいに暗い状態になっていて、足元が根の重なりで普通に歩けない状況になっていると、何年も前から感じていました。最近では、ここに入りませんが、少しずつでも伐採をしていくということは、本当に必要だと私は思っていました。市民がそこを通過して、心地よいような森、公園であればいいと思いますが、樹木が伸びっぱなしの密集したところには、人が寄り付かなくなってしまいますので、丁寧に市民へ説明しながら、伐採をしていくというのは良いのではないかと思います。

前田教育長…旭丘高校には、この了解をとってあるのですか。

文化財課長…このような整備の取り組みをしていくことについての話し合いは、しているところです。具体的に形が整ってまいりましたので、改めてご説明をさせていただいて、またご意見をいただきながら、最終的な工事に当たれるように進めてまいりたいと考えております。

和田委員長…植栽計画については、松の木の枝を切ることから始まって、大変長い時間をかけながら進めていることだと思いますので、また、隣の旭丘高校への工事説明にも注意を払いながら、進めていただければいいと思いま

した。

(その他質疑・意見等なし)

(12) 報告事項(7) ピアノ寄贈式・記念コンサートについて (図書館)

図書館サービス係長…作曲家石井歡さんピアノ寄贈式・記念コンサートについて説明させていただきます。資料6をご覧ください。今回は、作曲家石井歡先生が、生前使っておられたピアノを教育委員の山田委員のご尽力により、ご遺族の方からかもめ図書館に寄贈いただきましたので、それを記念いたしまして、7月7日かもめ図書館視聴覚ホールにてコンサートを行うことといたしました。このコンサートには、資料にもございますように、山田委員もご出演なさいますので、皆様もぜひお越しいただきますよう、お願いいたします。以上で報告を終わります。

(質 疑)

山田委員…私は、石井先生に歌を習いに通っていたので、お嬢様の伊集院さんからピアノを寄付したいというお話をいただいて、市の方で引き受けていただいて、本当に嬉しいです。石井先生を知らない方も多いのですが、合唱の方では、大変ご尽力いただいて、全日本合唱連盟の理事長を長く務めていらっしゃいましたし、世界的に有名な作曲家です。石井先生の仕事場は板橋富士山にありました。カワイの顧問をしておられました。カワイのピアノの特注のとてもいいピアノなのです、すこし小ぶりです。これを小田原市の皆さんに使っていただけるというのは、ご遺族も大変喜んでおります。皆さんに使っていただければと思いますし、図書館の方にもいろいろお世話になって、本当に感謝しております。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

和田委員長…そういう貴重なものだそうですので、大事に活かしていければいいのではないかと思います。お時間のある方は、ぜひ足を運んでいただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(13) 報告事項(8) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)

青少年課長…青少年課より「青少年の体験交流事業等について」の平成25年度の概要をご説明いたします。資料7をご覧ください。1の指導者養成研修事業「おだわら自然楽校（OOTS）」でございます。事業の概要ですが、地域・学校・青少年団体などで青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業となっており、指導者に必要なコミュニケーションスキル、安全管理や企画・運営に関するスキル、野外炊事や自然観察などのアウトドアスキルなどの基礎を学ぶ研修事業です。研修内容については、(1)の表にございますとおり、今年度は、指導者としての素養を高めるために必要な知識や技術を学ぶ5回の基礎プログラムと野外炊事や自然観察などを体験しながら学ぶ3回の特別プログラムの計8回の内容となっております。このほかに、実践研修の機会として、裏面4の「あれこれ体験 in 片浦」での指導を位置づけております。(2)の参加者ですが、基礎プログラムの35人はこれまで2回開催した参加延べ人数でございます。受講者につきましては、小学校や地域が実施する宿泊体験学習などに指導者として派遣しております。平成25年度の様態ですが、すでに富士見小、酒匂小、早川小、矢作小、下中小学校の5校へ派遣しております。明後日27日は、町田小学校へ、また、7月には富水小学校への派遣も予定しており、今回は、8校に派遣を予定しております。次に、2から4にかけましては、市からの委託事業として実施する事業となっており、それぞれ1泊から2泊の宿泊体験事業であり、参加対象者は、小学校5年生6年生となっており、似かよった事業ではありませんが、目的や内容は異なっております。2の青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」です。この事業は、(5)にございます、小田原市子ども会連絡協議会に委託し指導をお願いするものです。各地区子ども会の代表児童が集い、地域の子どもの会活動などでリーダーとして活躍できるように各種プログラムを体験する事業です。8月10日(土)・11日(日)の1泊2日、サンサンヒルズに宿泊し、その周辺で自然観察、ナイトウォークなどを実施します。参加者は、各地区の子ども会から選出された小学6年生・46人となっております。次に、裏面の3の地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフード」です。この事業は、(3)にございます、青少年育成推進員協議会に委託し指導をお願いするものです。この事業は、子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとしています。講座の内容は、(1)の表にございますとおり、8月の2泊3日のキ

キャンプを中心とした全4回の年間講座です。今年度の宿泊研修は「とびだせ おだわらっ子 ふれあいの森」をタイトルに掲げ、アウトドアや災害時などにも役立つサバイバル術などを体験します。次に、4の地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 片浦」です。この事業は、(5)にございます、地域・世代を超えた体験学習実行委員会に委託し指導をお願いするものです。委員会のメンバーは、1でご説明したおだわら自然楽校の受講者で構成されております。この事業は、参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えた仲間とコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人の指導者たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことのできるようにする2泊3日の宿泊体験学習です。参加人数拡大のため、昨年度から実施回数を2回に増やしております。期日は、第1回目が7月26日(金)～28日(日)の2泊3日、第2回目が8月3日(土)～5日(月)の2泊3日となっております。旧片浦中学校のグラウンドにテントを張り宿泊し、野外炊事、キャンプファイヤー、体験型ウォークラリーなどを実施します。今後も子ども達に、より多くの体験学習の機会を提供し、多くの子どもたちに参加してもらえよう、内容の充実や参加者数の拡大をはかってまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。

(質 疑)

萩原委員…あれこれ体験 in 片浦に昨年も拝見したのですが、宿泊する場所には、どの程度のテントを張って宿泊するのですか。

青少年課長…旧片浦中学校のグラウンドにテントを27～28程張りまして、そちらに宿泊をしていただきます。

萩原委員…私は、テントに泊まれるというのは、いいなと思います。

和田委員長…テントで宿泊するのは、肯定的だという意見だそうです。批判ではなく、それがいいという意見だそうです。たくさんいろいろとメニューがあるようです。とにかく子どもたちは野性味が失われていて、この前、幼稚園で講演会をした時、先生たちから言われたのが、この頃の子どもたちは、とにかく静かでおとなしい、良い子ばかりで、要するに、野性味が抜けていると、幼稚園レベルで変化しているそうです。年々、そのような状態になってきているようなので、ぜひ、このようなことが活発に行われて、皆ワイルドになってほしいですね。元気になってほしいと思いました。ありがとうございました。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…先程非公開とすることにいたしました議案以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(14) 日程第3 議案第17号工事請負契約の締結について【非公開】

(教育総務課)

提案説明理由…教育長、教育総務課長

前田教育長…それでは、議案第17号「工事請負契約の締結について」をご説明申し上げます。町田小学校屋内運動場火災復旧事業に係る工事請負契約につきまして、市議会定例会に提出するよう、市長に依頼するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、議案第17号「工事請負契約の締結について」の細部説明をさせていただきます。議案第17号と資料をご覧ください。小田原市立町田小学校屋内運動場火災復旧事業につきましては、先程も説明いたしました通り、5月臨時会で予算をお認めいただき、プロポーザル審査結果を踏まえ、契約の相手方を決めたところでございます。議案第17号の見積調書のとおり、本年6月14日に随意契約をしたところ、3億8千283万円でエス・ケイ・ディ・山一産業共同企業体が落札をいたしましたことから、同月18日、仮契約を締結いたしました。本工事は、落札予定価格が1億5千万円以上であることから、議会に附すべき契約および財産の取得および処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決に附すべき事項であることから、市議会6月定例会に事件議案として提案していただくよう市長に対し、意見の申し出をいたしましたところでございます。以上で説明を終わります。

(質 疑)

萩原委員…社名なのですが、エス・ケイ・ディという会社と山一産業という会社が共同で企業体を構成しているということですか。

教育総務課長…その通りでございます。

萩原委員…山一産業というのは、どこにあるのですか。

教育総務課長…小田原市内に本店を有してございます。株式会社エス・ケイ・ディは、
平塚の業者です。小田原の業者と平塚の業者の共同企業体です。

萩原委員…代表がエス・ケイ・ディなのですね。わかりました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(15) 委員長閉会宣言

平成25年7月23日

委 員 長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）